

## 社会福祉制度の拡充及び職員の大幅増員・処遇改善を求める件

## 要 旨

新型コロナウイルスの感染爆発によって、府民の暮らしは一変し、経済に深刻な影響をもたらすと同時に、必要な医療さえ受けることもままならない異常な事態となっています。

福祉の仕事は、住民の生きる力に向き合い、命を守る人権保障にかかる仕事です。それを担う福祉労働者は、密閉・密集・密接の3密が避けられない高い感染リスクの中、職員が足りず過酷な労働条件にあり、福祉職員の賃金は、全産業平均より月額で約8万円低い水準となっています。これでは職員が増えるどころか社会的責任を果たすことも困難です。

どんな時でも対応できる感染症対策と見通しを持ち、長く働き続けられる施策が必要なことは明らかな状況ですが、府はいまだに I R を含む大型公共開発を進めようとしています。

については、地方公共団体の住民福祉の増進の責任を定めた地方自治法第1条の2に基づき、安心して暮らせるまちづくりとともに、社会福祉制度の拡充と職員の大幅増員・処遇改善を求めるため、下記のとおり請願します。

## 記

- 1 利用者の暮らしを豊かにする専門性のある福祉職員体制の確保を進めるため、福祉職員と全産業との月額平均賃金の格差の解消を、府の責任で行うこと。
- 2 労働基準法等の労働関連諸法令が遵守できる福祉職員体制の整備を行うこと。
- 3 感染症や災害発生時など、いかなる場合でも対応できるように、福祉職員の配置を抜本的に見直すこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症の感染防止にかかる費用について、府独自の支援策を講じること。
- 5 介護・障がい者施設の職員に対し、福祉医療機構の退職金制度と同等の退職金が保障できるように支援策を講じること。
- 6 福祉サービスの負担軽減策を講じ、待機児・者の解消を行うこと。
- 7 府民の暮らしを最優先に公費を使うため、万博に伴う大型公共開発を行わないこと。
- 8 府民の暮らしを最優先に公費を使うため、I R に伴う大型公共開発を行わないこと。

請 願 者 大阪市天王寺区悲田院町8-12  
全国福祉保育労働組合大阪地方本部  
執行委員長 島 村 一 弘 ほか 6, 7 4 3人

紹 介 議 員 内 海 公 仁

受 理 年 月 日 令和4年3月3日